

建指第 911-2 号
令和元年（2019年）10月29日

（一社）茨城県建築士事務所協会会長 様

茨城県土木部都市局建築指導課長



令和元年台風19号に伴う特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置について
（建築士事務所の更新期限（登録有効期間の満了日）の延長について）

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このことについて別添の事務連絡（令和元年10月21日付け国土交通省住宅局建築指導課）のとおり、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づく指定がなされたことにより、一部の建築士事務所の登録の有効期間の満了日が下記のとおり延長されることとなりましたのでお知らせします。

なお、該当する建築士事務所には、別添のとおり通知しましたので、登録更新事務を行う際は、ご留意いただきますようお願いいたします。また、既に、該当する建築士事務所に対して更新事務を行った場合についても、有効期間を改めて通知いただきますようお願いいたします。

記

建築士法第23条第1項に基づく建築士事務所の登録は、同条第2項の規定により有効期間が登録の日から起算して5年とされているところ、特定被災地域内（災害救助法が適用された市町村※）に建築士事務所を有する者の登録のうち、その更新の期限が令和元年10月10日から令和2年3月30日までの間に到来するものについては、被害の有無を問わず、その期限が令和2年3月31日まで延長される。

※災害救助法が適用された市町村 令和元年10月27日15時現在

24市6町（水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、八千代町、境町）

【連絡先】 茨城県土木部都市局建築指導課
監察・免許グループ 担当 高倉
【所在地】 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
【TEL】 029-301-4722（直）
【FAX】 029-301-4739

建指第 911-1 号
令和元年（2019年）10月29日

様

茨城県土木部都市局建築指導課長



令和元年台風19号に伴う特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置について
(建築士事務所の更新期限(登録有効期間の満了日)の延長について)

この度発生しました令和元年台風第19号により被災された方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、このことについて別添の事務連絡(令和元年10月21日付け国土交通省住宅局建築指導課)のとおり、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づく指定がなされたことにより、一部の建築士事務所の登録の有効期間の満了日が下記のとおり延長されることとなりましたのでお知らせします。

下記に該当する建築士事務所の登録については、令和2年3月31日が有効期間の満了日となりますので、更新の際はご留意いただきますようお願いいたします。

記

建築士法第23条第1項に基づく建築士事務所の登録は、同条第2項の規定により有効期間が登録の日から起算して5年とされているところ、特定被災地域内(災害救助法が適用された市町村※)に建築士事務所を有する者の登録のうち、その更新の期限が令和元年10月10日から令和2年3月30日までの間に到来するものについては、被害の有無を問わず、その期限が令和2年3月31日まで延長される。

※災害救助法が適用された市町村 令和元年10月27日15時現在

24市6町(水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、銚田市、つくばみらい市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、八千代町、境町)

【連絡先】 茨城県土木部都市局建築指導課
監察・免許グループ 担当 高倉
【所在地】 茨城県水戸市笠原町978番6
【TEL】 029-301-4722(直)
【FAX】 029-301-4739